

令和元年第 4 回・令和 2 年第 1 回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

(1) 令和元年第 4 回定例会提言の方向性について

前回（2月26日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

重点調査項目 2 子どもとその家庭を支援する既存事業について

I 虐待の発生予防としての各事業の連携について

| 提 言 の 方 向 性 | |
|-------------|---|
| ① | 虐待は、貧困・DV 等様々な要因が背景に潜んでいると考えられ、単独の機関だけで対応できるものではないため関係機関の連携が必要となる。支援に関わる機関が、関連する窓口や事業の役割について相互理解を深め互いに補完し、総合的な支援を行うために、全庁的に調整を行う機能と権限をもつ部署が必要である。 |
| ② | 虐待の発生予防のためには、子どもとその家庭に直接的に関わる支援のみではなく、虐待を受けた子どもへの長期にわたる精神的な支援や、次世代へ児童虐待が繰り返されないようにする取組みが重要である。 虐待による死亡事例のうち0歳児の割合は非常に多いため、性教育の機会等において、予期しない妊娠の予防のための啓発を進め、子どもを守るという視点も取り入れるべきである。また、虐待を受けた子どもが成人して親となった際に子育てに行き詰まらないよう、カウンセリング等の支援を充実させていくべきである。 |
| ③ | 児童が一時保護所等から地域に戻った後もサポートできるような支援体制を構築することが必要である。そのために、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議においても、対象児童と関わりのある地域団体等に協力を求めるなど、より連携を深めるべきである。 |
| ④ | 学校や保育園の職員は、児童と保護者にとって日常的な関わりがあり、身近な存在であるため、虐待の予兆を発見しやすい立場にあるが、虐待通告については躊躇するケースがある。そのため、職員に対し、虐待確認は児童相談所が行うため通告者が虐待確認をする必要はないことを周知して、虐待の予兆を発見した際に適切に通告できるよう研修等の機会を活用して正しい知識を普及したり、児童や保護者に対し、学校や保育園は身近に相談できる場所であることを周知すべきである。 |

重点調査項目 2 子どもとその家庭を支援する既存事業

Ⅱ 世代間・事業間における切れ目ない支援のための課題

提 言 の 方 向 性

| | |
|---|--|
| ① | 切れ目ない支援をしていくためには、一人の子どもについて関係する全ての機関が連携して支援できる体制を構築すべきである。そのためには、各関係機関が同じカルテを用いて情報を共有し、連携して支援が行える個別支援プログラムの導入が必要である。 |
| ② | 要支援者が適切な相談を受けられるよう、支援に関して全体をコーディネートし、支援先同士をつなぐ役割を持つワンストップ相談窓口を設置すべきである。また、夜間・休日の窓口対応や、電話・SNS等の相談を可能とするなど、相談しやすい受付方法について工夫する必要がある。 |
| ③ | 事業間の切れ目ない支援を実現するためには、具体的な支援者をイメージしながら進めていくべきである。そのためには、各事業の役割を明確にして適切な連携体制を整える必要がある。その実現に向けて、複数の部署が連携している会議で、具体的な支援者を中心に置いて、その目線からの検証と改善を行うべきである。 |
| ④ | 現状の子ども家庭支援センターは、関係機関が連携できる支援や対応の調整を担う中心的な役割を果たしているが、今後より積極的な情報収集も必要とされている。職員の抱える業務量は非常に多いため、人員配置を手厚くするべきである。 また、「子どもなんでも相談」において、複数の課題を抱えたり、いくつかの課題が複合的に絡み合っている要支援者には、定期的な状況把握を行うなどの支援が必要である。さらに、相談員により支援に差が出ないよう職員の対応スキルを高めるとともに、長期相談の仕組みを構築すべきである。 |
| ⑤ | 子育て家庭を見守り、支え、援助するという点において、その家庭にかかっている負荷の軽減に関する事業は重要である。必要なときに必要なサービスを受けられるように、家事援助や送迎サービス等は、年齢制限を設けずに、所得に応じた低廉な利用料を設定するなど、利用の機会を広げるべきである。また、困難を抱える家庭において子どもが親の代わりとして家事を担い、過度の負担を強いられるような状況が起きないように、子どもが子ども時代を子どもらしく過ごすということを保障する方法について検討し、仕組みを構築する必要がある。 加えて、一時保育や、病児・病後児保育については、より多くの利用を可能とするために、予約システムについてはICTを活用し、利便性の向上に努めるべきである。 |
| ⑥ | 子育ては、地域のあたたかい見守りの中で日常的に行われるものであり、事業ごとに分断されるものではない。切れ目ない支援のために、子どもや子育て家庭を支援する地域包括ケアシステム構築について検討していくべきである。 |

(2) 令和2年第1回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回(2月26日)の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目2 子どもとその家庭を支援する既存事業

「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」～子どもの貧困対策～令和2年度の取組について

| 意見概要 | | 提言の方向性 | |
|------|---|--------|---|
| ① | 各課の事業としてのSDGsの目標設定の他に、プロジェクト全体としてのSDGsの目標設定が必要である。また、より効果的に事業を進めていくために、現場で実務を担うボランティア等、職員以外の方にも、子どもの貧困対策としての視点や、板橋区としてのプロジェクトの考え方を周知すべき。 | ① | 各課の事業としての目標設定に加え、プロジェクト全体としてのSDGsの目標設定が必要である。区としてのプロジェクトの考え方や子どもの貧困対策としての視点を職員だけでなく、現場で実務を担うボランティア等にも周知することや、現在の多面的な評価に加えてプロジェクト全体のPDCAの仕組みを構築し、課題を分析することで、より効果的に事業を推進していくべきである。 |
| ② | 全体について多面的に評価を進めていることは大変効果的であると考えられるが、更に一步進めて、どこに課題があるかというところを分析できるまで、この評価とプロジェクトの全体のPDCAを組むべき。 | | |
| ③ | 多胎児の支援については国や都の補助制度も活用し、特にアウトリーチに取り組むべき。 | | |
| ④ | いたばし版ネウボラを充実していくために、保健師を増員すべきである。また、保健師に準じた、子育てに関するスキルをもつ人材の活用を検討すべきである。 | ② | 子どもを守るためにはまず母親を守る必要があるため、母親支援に関する事業をより充実させることが重要である。(仮称)子ども家庭総合支援センターの設置にあたっては、母親支援の視点を位置付け、関連事業を開始すべきである。また、保健師のみならず子育てのスキルを持つ人材を活用して、いたばし版ネウボラを更に推進させることや、積極的な多胎児支援に取り組むことが必要である。 |
| ⑤ | 子どもを守るためにはまず母親を守る必要があるため、母親支援に関する事業をより充実させるべきである。(仮称)子ども家庭総合支援センターには、母親支援の視点をよりしっかりと位置づける必要があり、児童館で行っていた親子ひろばのような事業を新規で始めるべき。 | | |
| ⑥ | 離婚する前の段階の家庭への支援は、弁護士が関わっている等、離婚を協議しているかということを第三者から確認できる状況が必要であるが、状況は多様であり、そのような確認ができるケースばかりではない。離婚前の課題を整理し、支援策の検討をすべき。 | ③ | ひとり親家庭の状況は多様化しているため、実態に合った支援を検討すべきである。また、離婚する前の段階の家庭への支援は、弁護士が関わっている等、離婚を協議しているかということを第三者から確認できる状況が必要であるが、そのような確認ができるケースばかりではない。区としてどのような支援ができるか研究していくべきである。 |
| ⑦ | ひとり親家庭の状況は働いている母親が離婚する場合など、多様化している。実態を把握しながら、支援を検討すべき。 | | |
| ⑧ | 虐待の発生予防のためには、母親と子どもだけではなく、家族全体の状況を把握することも重要である。父親や他の家族も参加できるイベント等を実施することにより、虐待の予兆を発見できる機会を拡大すべき。 | | |
| ⑨ | 虐待の防止につなげられるように、要保護児童対策地域協議会における、重篤な児童虐待事件についての分析・検証をより充実させるべき。 | ④ | 虐待の発生予防のためには、要保護児童対策地域協議会において、重篤な児童虐待事件についての分析・検証をより充実させるべきである。また、要支援児のみならず広く虐待の予兆を発見する機会を拡大や、母親と子どもだけでなく家族全体の状況を把握することも重要であるため、他の家族も参加できる開かれたイベント等を実施すべきである。 |
| ⑩ | 要支援児童に該当しないケースを広くどのように救えるかという点においては、区内で実施しているイベント等を活用し、よりオープンなところから支援につなげるという仕組みづくりも検討する必要がある。 | | |
| ⑪ | 現在の児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトによる支援だけでなく、住宅確保要配慮者への支援のなかで児童養護施設卒園者の枠を設ける等、より幅広い支援を可能とする仕組みをつくるべき。 | ⑤ | 住宅確保要配慮者への支援において児童養護施設卒園者の枠を設ける等、現在の児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトによる支援だけでなく、より幅広い支援を可能とする仕組みをつくるべきである。 |
| ⑫ | フードドライブの推進に関して、現状では社会福祉協議会を通して行われているが、地域センターと子どもの居場所団体がじかにつながることで、顔の見える関係づくりを進め、連携拡大をしていくべきである。 | | |
| ⑬ | 子ども食堂は、開催頻度等の運営状況も多様であり、回数を増やすことも困難な状況に置かれている場合もある。運営者への支援をどのように進めていくか、検討すべきである。 | ⑥ | 地域での子育て支援を推進するためには、各関係団体への支援や、地域との連携を進めることが重要である。現在社会福祉協議会を通して行われているフードドライブの推進を、地域センターと子どもの居場所団体が直接行うことにより、顔の見える関係づくりを進める等、連携拡大に向けて取り組むべきである。 |
| ⑭ | 生活保護世帯の高校生の稼働収入を収入認定することについて、区民に寄り添った支援をしていくため、区としては柔軟な対応をしていくと同時に、制度を改正する必要があるのであれば、積極的に国や都に示していくべき。また、制度構築にあたっては、子どもの権利という視点も考慮して進めるべき。 | | |
| ⑮ | 生活保護世帯の高校生の稼働収入について、収入認定を前提として取り扱うのではなく、その子の今や将来につながるように、収入認定のあり方を見直すべき。 | ⑦ | 子どもの将来につながるように、生活保護世帯の高校生の稼働収入について、あり方を検討すべきである。収入認定を前提として取り扱うのではなく、柔軟な対応をしていくと同時に、制度を改正する必要があるのであれば、積極的に国や都に示していくべきである。また、制度改正等を検討するにあたっては、子どもの権利という視点も考慮して進めるべきである。 |

重点調査項目2 子どもとその家庭を支援する既存事業
板橋区における障がい児への支援について

| 意見概要 | | 提言の方向性 | |
|------|---|--------|--|
| ① | 障がい児を持つ保護者を支援するため、専門家や障がい児を育てた経験のある保護者からアドバイスを受けられるような機会を設けるべきである。また、レスパイト事業を充実させ、保護者の負担を軽減させるべき。 | ① | 障がい児支援にあたっては、障がい児を持つ保護者への支援が不可欠である。専門家や障がい児を育てた経験のある保護者からアドバイスを受けられるような機会の創出や、レスパイトに関する事業を充実させることで、保護者の負担を軽減させるべきである。 |
| ② | 各家庭にかかる負担軽減のためには、地域における支援体制を強化する必要がある。医療と療育、保育等も包括した地域包括ケアシステムの構築について、研究を進めるべき。 | | |
| ③ | 生涯を通じた切れ目ない支援を実現していくためには、児童発達支援センターの充実が必要であり、医療型の児童発達支援センターの設置を検討すべき。 | | |
| ④ | 障がいのある人は、自分自身のことについて、説明等を行うことが難しい場合もあるため、支援記録が重要である。学校、事業所等支援に関わる各機関が連携し、乳幼児から老後までの支援記録の引継ぎをすべき。 | | |
| ⑤ | 障がい児支援の基本姿勢として、誰一人取り残さないSDGsの視点を持ち、板橋区内に多数ある医療機関との連携を進め、切れ目ない支援を目指すべき。 | ③ | 障がい児支援の基本姿勢として、誰一人取り残さないSDGsの視点を持ち、切れ目ない支援体制を構築することが必要である。その実現に向けて、学校と医療機関や放課後等デイサービスなど、各関係機関との連携が不可欠である。また、医療的ケア児の保育園、幼稚園、小学校の受入れを実現するために、看護師の配置等、国の補助制度の利用を検討すべきである。 |
| ⑥ | 医療的ケア児の保育園、幼稚園、小学校の受入れを実現するために、看護師の配置等、国の補助制度の利用を検討すべきである。また、発達障がい等の児童生徒に対する支援に向けて、医療機関との連携をさらに進めるべき。 | | |
| ⑦ | 放課後等デイサービスに関して、事業所数の充実のみならず、サービスの水準の向上を目指し、現状の把握・分析を進めるべきである。また、学校とデイサービスとで連絡会議をするなど、連携を進めるべき。 | | |
| ⑧ | 軽度の発達障がい、知的障がい等について気軽に相談できる窓口が必要である。健康福祉センター、児童館、保育園、幼稚園、学校、子ども家庭支援センター等身近な窓口で相談を受け付け、児童発達支援センターにつなげていく仕組みを構築すべき。 | ④ | 軽度の発達障がい、知的障がい等について気軽に相談できる窓口が必要である。はじめに健康福祉センター、児童館、保育園、幼稚園、学校、子ども家庭支援センター等身近な窓口で相談を受け付け、児童発達支援センターにつなげていく仕組みを構築すべきである。 |

**重点調査項目2 子どもとその家庭を支援する既存事業
板橋区における不登校対策について**

| 意見概要 | | 提言の方向性 | |
|------|--|--------|--|
| ① | 不登校の原因を把握して分析し、状況を改善していくために、実際の当事者である子どもの声を聞く仕組みを作る必要がある。不登校は突然始まるものではないので、現場の様々な経験値、経験則をもった教師の声も聞きとって、仕組みづくりをすべき。 | ① | 不登校の状況を改善するためには、不登校の原因を把握して分析を進める必要がある。当事者である児童・生徒の声や現場の教師の声を取り入れて、仕組みづくりをすべきである。また、学校においては、授業に対する工夫等、児童・生徒が学校に通うことが楽しいと感じられるような取り組みを検討すべきである。 |
| ② | 不登校を改善するために、登校支援シートを活用して現状を把握して分析を進め、中長期的な不登校対策に関する政策を策定すべき。 | ② | 不登校の児童・生徒の居場所や友達づくりができるイベントの実施をするべきである。実施に当たっては、学校と区の各所管、また、民間のNPOやフリースクール、地域との連携等、より幅広い支援についても検討していくべきである。 |
| ③ | 不登校の状況を改善するためには、子どもたちが楽しく活動できるような場を、学校の教育活動の中で実施していくことが重要であり、授業に対する工夫など、学校での取り組みを検討していくべき。 | | |
| ④ | 不登校の児童・生徒の居場所や友達づくりができるイベント等に関して、教育委員会以外の所管とも連携して、検討を進めるべき。 | ③ | 不登校については状況改善についての対策のみならず、未然防止についての対策も、より検討を進める必要がある。専門的に未然防止ができる機能をフレンドセンター等に持たせるべきである。 |
| ⑤ | 現在不登校となっている児童・生徒への支援については様々な取り組みが進められてきているが、民間のNPOやフリースクール、地域との連携等、より幅広い支援についても検討していくべきである。また、不登校の未然防止についても、具体的な対応を検討していくべき。 | | |
| ⑥ | 不登校に関する初期対応、未然防止を専門的に行うことができる機能を、フレンドセンター等に持たせるべき。 | ④ | 不登校の児童・生徒の不安や悩みは多様であるので、教室への復帰のみを目指すのではなく、幅広い支援を想定した不登校対策ができるようにマニュアルの再点検を進め、各学校で活用されるようにしっかりと周知する必要がある。また、学校内に教室以外でも居続けられる居場所を整備すべきである。 |
| ⑦ | 不登校の児童・生徒の不安や悩みは多様であるので、教室への復帰のみを目指すのではなく、幅広い支援を想定した不登校対策マニュアルとなるよう、再点検を進め、各学校で活用されるようにしっかりと周知すべきである。また、学校内に教室以外でも居続けられる居場所を整備すべき。 | | |
| ⑧ | 不登校から、義務教育過程を終えてひきこもりになってしまうといった流れを解消するための施策の連携が必要であり、切れ目ない支援を可能とする仕組みづくりを進めるべき。 | ⑤ | 不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や社会参加につなげるためには、不登校期間の学習に関する支援が重要である。自宅で学習した期間についても登校日数として認定することや、進路指導等受験対策において、学校間で格差が生じないように、教育委員会として取り組みを検討すべきである。 |
| ⑨ | 不登校によって学歴が途絶えてしまい、そこから社会にコネクトしづらくなるような状況は避けるべきであり、不登校の期間もしっかり学習が進められ、学習歴としても認められる仕組みを検討すべき。 | | |
| ⑩ | 受験対策に関して、担任の教師や学校による格差が生じないように、教育委員会として適切な進路指導を行うための体制を整備すべき。 | ⑤ | 不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や社会参加につなげるためには、不登校期間の学習に関する支援が重要である。自宅で学習した期間についても登校日数として認定することや、進路指導等受験対策において、学校間で格差が生じないように、教育委員会として取り組みを検討すべきである。 |
| ⑪ | 不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や社会参加につなげるため、自宅で学習した期間についても登校日数として認定することを、各学校の判断で行うのではなく教育委員会として検討すべき。 | | |